

第 3 章 化学物質

第3章 化学物質

1 ダイオキシン類

(1) 環境基準等

大気、水質及び土壌中のダイオキシン類の環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）第7条に基づき定められています。なお、底質については、平成14年9月1日から環境基準が適用されました。

また、同法において「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（COPCBs）の総称として定義されています。

表3-1 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正令和2年3月30日環境省告示第35号）

環境媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（公共用水域・地下水）	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
底質（公共用水域）	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

- 備考
- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 大気及び水質（公共用水域・地下水）の基準値は、年間平均値とする。
 - 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 - 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(2) 常時監視調査

【根 拠】

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条「常時監視」

【処理基準】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管総第 145 号、改正平成 17 年 6 月 29 日環管総発 050629002 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 050629003 号、改正平成 20 年 4 月 1 日環水大発第 080401002 号 環水大土発第 08040100 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法における土壌の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について（平成 12 年 6 月 16 日付け環水土第 137 号、改正平成 21 年 4 月 1 日環水大土発第 090401001 号）

【調査概要】

ア 調査地点及び調査頻度

- (ア) 大気環境：2 地点、年 4 回測定
- (イ) 水環境：6 地点 公共用水域 3 地点（水質：年 2 回測定、底質：年 1 回測定）、
地下水質 3 地点、年 1 回測定
- (ウ) 土壌環境：3 地点、年 1 回測定

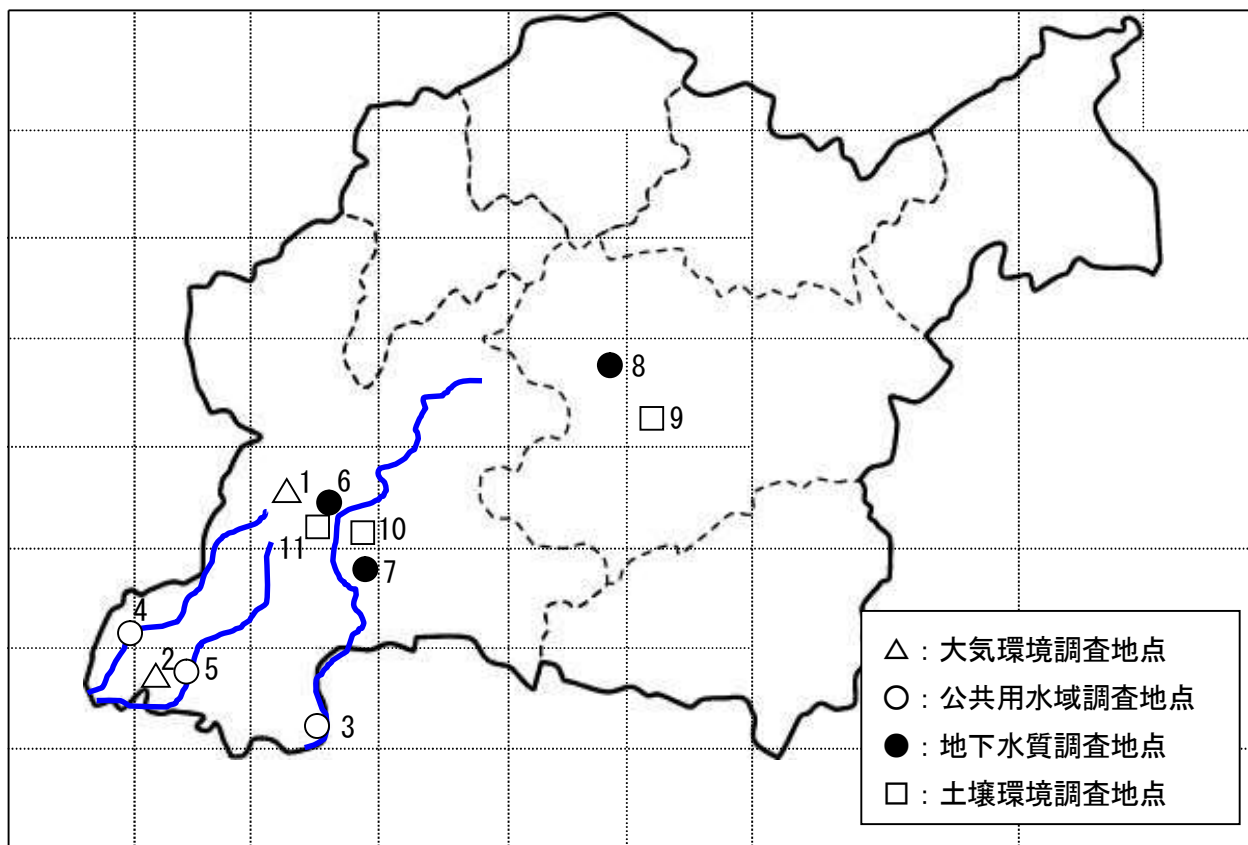


図3-1 調査地点図

表3-2 ダイオキシン類常時監視調査の概要

調査区分		調査地点	
大気環境		① 中部局（三軒町）	三軒町
		② 新田局（花園町）	花園町
水環境	公共用水域 （水質・底質）	③ 矢作川（天神橋）	畝部東町
		④ 逢妻女川（御乗替橋）	本田町
		⑤ 逢妻男川（宮前橋）	若林西町
	地下水質	⑥ 個人宅井戸	東梅坪町
		⑦ 個人宅井戸	野見山町
		⑧ 個人宅井戸	栃ノ沢町
土壌環境		⑨ 足助グラウンド	足助町
		⑩ 加茂川公園	東山町
		⑪ こまどり公園	陣中町

イ 調査方法

(ア) 大気環境

調査方法は「有害大気汚染物質モニタリング指針」（平成11年3月31日改正）により、試料採取方法及び分析方法は「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月環境省）に基づき実施しました。

(イ) 水環境

河川の水質の調査時期等については「水質調査方法（昭和46年9月環境庁通知）」に準じて行い、試料の採取・分析及び測定値の取扱い等は「日本産業規格K0312」に基づき実施しました。

底質については「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月環境省）」に基づき実施しました。

地下水の調査時期等は「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（平成元年9月環境庁通知）」の別紙「地下水調査方法」に準じて行い、試料の採取・分析及び測定値の取扱い等は「日本産業規格K0312」に基づき実施しました。

(ウ) 土壌環境

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年3月環境省）」に基づき実施しました。

【調査結果】

ア 大気環境

- 令和2年度調査の年平均値は、中部局（三軒町）で0.015 pg-TEQ/m³、新田局（花園町）で0.018 pg-TEQ/m³であり、大気環境基準を達成しました。

表3-3 大気調査結果及び環境基準達成状況（令和2年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

測定地点	調査結果				年平均値	前年度調査結果	評価	環境基準
	春季	夏季	秋季	冬季				
中部局 （三軒町）	0.010	0.0096	0.012	0.028	0.015	0.0096	達成	年平均 0.6以下
新田局 （花園町）	0.013	0.0081	0.023	0.028	0.018	0.015	達成	

調査日 春季：令和2年5月13日～5月20日、夏季：令和2年7月28日～8月4日

秋季：令和2年10月14日～10月21日、冬季：令和3年1月13日～1月20日

イ 水環境

- 公共用水域の水質について調査した結果、全地点で水質環境基準を達成しました。
- 水質調査と同じ地点で行った底質調査結果は、全地点で底質環境基準を達成しました。
- 地下水の水質について調査したところ、全地点で水質環境基準を達成しました。

表3-4 公共用水域調査結果及び環境基準達成状況(令和2年度)

(単位:水質 pg-TEQ/l、底質 pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	調査結果			評価	環境基準
		夏季	冬季	年平均値		
公共用水域 河川水質	矢作川(天神橋)	0.062	0.055	0.059	達成	年平均 1以下
	逢妻女川(御乗替橋)	0.56	0.14	0.35	達成	
	逢妻男川(宮前橋)	0.62	0.065	0.34	達成	
公共用水域 河川底質	矢作川(天神橋)		0.41		達成	150以下
	逢妻女川(御乗替橋)		1.4		達成	
	逢妻男川(宮前橋)		0.14		達成	

調査日 夏季:令和2年8月21日(逢妻女川(御乗替橋)):令和2年8月25日
冬季:令和2年12月1日

表3-5 地下水調査結果及び環境基準達成状況(令和2年度)

(単位:pg-TEQ/l)

調査地点	調査結果	評価	環境基準
東梅坪町	0.015	達成	年平均 1以下
野見山町	0.014	達成	
栃ノ沢町	0.014	達成	

調査日 令和2年9月30日

ウ 土壌環境

- ・ 土壌について3地点年1回調査したところ、土壌環境基準を達成しました。

表3-6 土壌調査結果及び環境基準達成状況(令和2年度)

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	町名	調査結果	評価	環境基準
足助グラウンド	足助町	0.048	達成	1,000以下
加茂川公園	東山町	0.018	達成	
こまどり公園	陣中町	0.00095	達成	

調査日 令和2年9月30日

(3) ダイオキシン類対策

ア 届出

【根拠】

ダイオキシン類対策特別措置法

…第12条第1項、第13条第1項、第13条第2項、第14条第1項、第18条、
第19条第3項

【届出件数】

表3-7 ダイオキシン類関係届出件数（令和2年度）

届出種類	件数
使用	0
設置	0
変更	0
使用廃止	2
承継	0
事故時の措置	0
氏名変更	0

注) 一つの届出で複数の特定施設が届けられる場合等があり、施設数とは必ずしも一致しません。

【特定施設数】

表3-8 大気基準適用施設数

号番号	大気基準適用施設	施設数
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	24
5	廃棄物焼却炉	10
施設数合計		34
事業場数合計		15

（令和3年3月31日現在）

表3-9 水質基準対象施設数

号番号	水質基準対象施設	施設数
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	2
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	8
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	40
施設数合計		50
事業場数合計		6

（令和3年3月31日現在）

イ 立入検査

【根 拠】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第34条「報告及び検査」
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第104条「報告及び検査」

【検査概要】

- ・ 届出内容の確認、運転及び管理の状況の確認・指導、法の周知
- ・ ダイオキシン類による汚染の状況についての検査測定

【検査結果】

延べ16件の立入りを実施し、運転状況の確認等を行いました。

そのうち、アルミニウム合金製造施設（溶解炉）を設置している1事業場2施設について行政検査を実施しました。その結果、全ての施設において排出基準内であることを確認しました。

表3-10 ダイオキシン類行政検査結果

	特定施設の種類	検査施設数	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
株式会社スズムラ 本社工場	アルミニウム合金製造施設 (溶解炉)	1	0.0058	5
株式会社スズムラ 本社工場	アルミニウム合金製造施設 (溶解炉)	1	0.0058	1

ウ 設置者による測定の結果

【根 拠】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第28条「設置者による測定」

【設置者による測定結果】

① 排出ガスの測定結果

測定結果の報告義務がある28施設中28施設から測定結果の報告があり、1施設で基準を超過した。

表3-11 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排出ガス）

稼働実績のある施設					休止施設	年度途中に廃止した施設	令和2年3月31日現在の施設	令和3年3月31日現在の施設
測定・報告義務施設			使用開始後1年未満の施設	小計				
報告済施設	未報告施設	小計						
28	0	28	0	28	6	1	35	34

表3-12 施設種類別のダイオキシン類測定結果（排出ガス）

特定施設の種類の		報告施設数	測定結果※ (ng-TEQ/m ³ N)
アルミニウム合金製造施設	溶解炉	18	0～2
	乾燥炉	1	0.000001
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	3	0.00018～0.0016
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	2	0.000087～0.23
	2 t/h 未満	4	0～0.21
合計		28	0～2

※同一施設において複数回報告のあった場合等は、最も高い濃度の値を使用しました。

② 排水の測定結果

水質基準対象施設から排水がないため、測定結果の報告はありませんでした。

③ ばいじん、燃え殻の測定結果

測定結果の報告義務がある廃棄物焼却炉9施設全てから報告があり、ばいじん、燃え殻ともに、全ての施設で処理基準に適合していました。

表3-13 ばいじん・燃え殻測定対象施設（廃棄物焼却炉）の報告状況

令和2年度末時点で設置されている廃棄物焼却炉（10施設）					報告期限到来前に廃止した施設数	報告後、廃止した施設数
報告施設数	未報告施設数	休止中施設数	建設中施設数	報告期限未到来施設数		
9	0	1	0	0	1	0

表3-14 施設規模別のダイオキシン類測定結果（ばいじん）

廃棄物焼却炉	施設の規模	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)
	4 t/h 以上	3	0.28
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	2	0.43～1.7
	2 t/h 未満	4	0～0.53
	合計	9	0～1.7

表3-15 施設規模別のダイオキシン類測定結果（燃え殻）

廃棄物焼却炉	施設の規模	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)
	4 t/h 以上	3	0.0036
	2 t/h 以上～4 t/h 未満	2	0～0.016
	2 t/h 未満	4	0～0.75
	合計	9	0～0.75

【参考資料】

表 3-16 ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出一覧

届出の種類	根拠条文		届出時期
設置届出	第12条	第1項	工事開始の60日前まで
使用届出	第13項	第1項 第2項	事由の生じた日から30日以内
構造等変更届出	第14条	第1項	工事開始の60日前まで
氏名等変更届出	第18条		事由の生じた日から30日以内
廃止届出	第18条		
承継届出	第19条	第3項	

【対象施設】

表 3-17 大気基準適用施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条 別表第1（平成11年12月27日政令第433号、最終改正 平成30年8月10日政令第241号）

号番号	特定施設名称	法対象規模
1	焼結鉢（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

表 3-18 水質基準対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条 別表第 2 (平成11年12月27日政令第433号、最終改正 平成30年 8 月10日政令241号)

号番号	特定施設名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	<p>カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	<p>2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	<p>8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設

15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

表3-19 排出ガス、排出水に係る排出基準値

特定施設	排出基準		単位	
	新設施設 ^{※1} 基準	既存施設基準		
1. 焼結鋳製造用の焼却炉(原料処理能力が1t/h以上のもの)	0.1	1	ng-TEQ/m ³ N	
2. 製鋼用(鋳鋼又は鍛鋼の製造用を除く)の電気炉(変圧器の定格容量が1000kVAのもの)	0.5	5	ng-TEQ/m ³ N	
3. 亜鉛回収用(製鋼用電気炉から発生するばいじん等で集塵機から集められたものからの亜鉛の回収に限る)のばい焼炉、焼却炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉(原料処理能力が0.5t/h以上のもの)	1	10	ng-TEQ/m ³ N	
4. アルミニウム合金製造用(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程で生じたものを除く)を使用するものに限る)のばい焼炉及び乾燥炉(原料処理能力0.5t/h以上のもの)、並びに溶解炉(容量が1t以上のもの)	1	5	ng-TEQ/m ³ N	
5. 廃棄物焼却炉であって火床面積(2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合はそれらの火床面積の合計)が0.5m ² 以上又は焼却能力(2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にはそれらの焼却能力の合計)が50kg/h以上のもの ^{※2}	焼却能力が4t/h以上	0.1	1	ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力が2t/h以上4t/h未満	1	5	ng-TEQ/m ³ N
	焼却能力が2t/h未満	5	10	ng-TEQ/m ³ N
6. 水質基準適用施設	10		pg-TEQ/L	

※1「新設施設」とは平成12年1月16日以降に設置工事がなされた特定施設をいう。

※2 廃棄物焼却炉(火格子面積2m²又は焼却能力200kg/h以上)及び製鋼用電気炉についての排出基準：平成9年12月2日以降に設置された施設については、「新設施設基準」と同一の基準値が適用される。

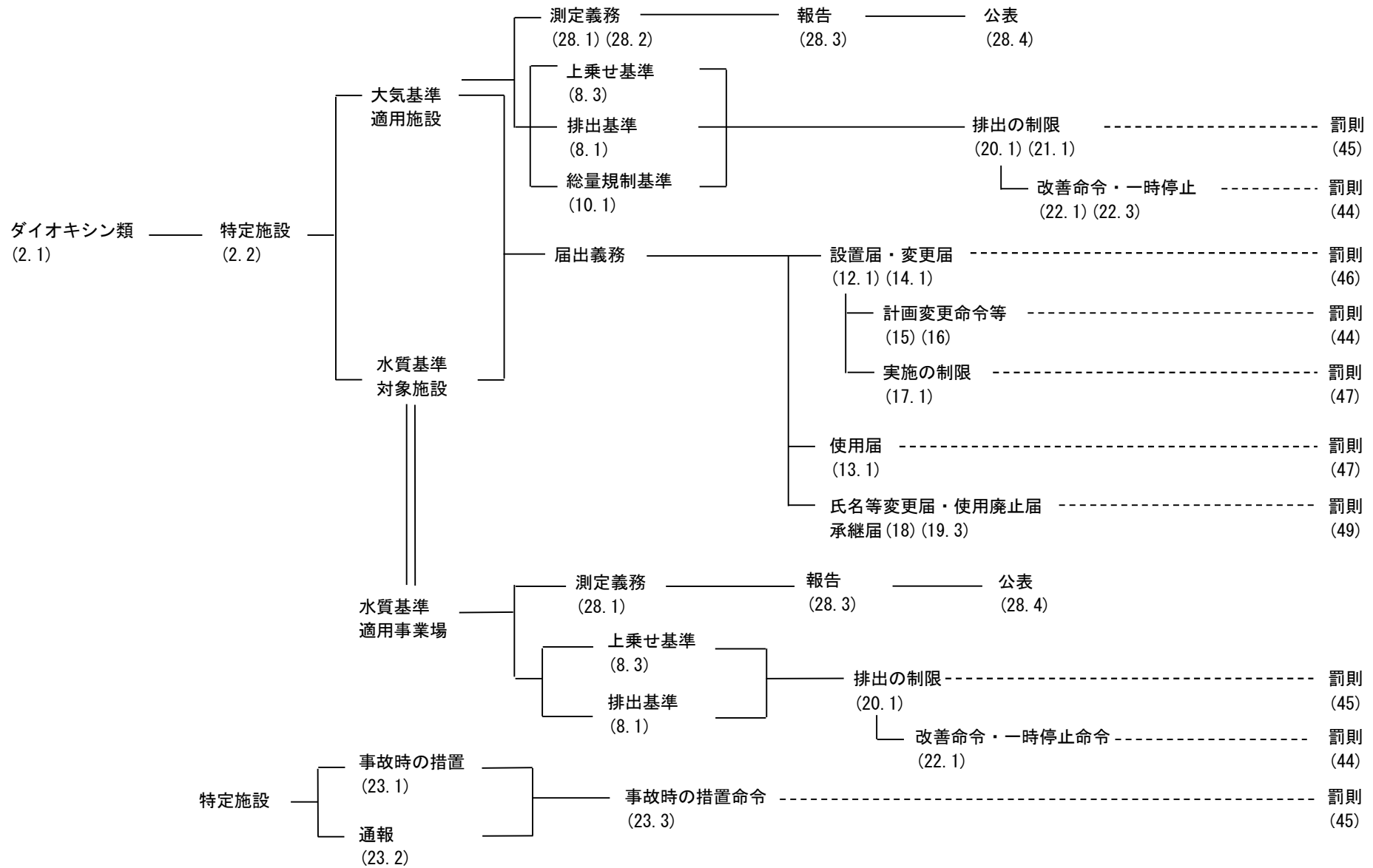


図3-2 ダイオキシン類対策特別措置法体系図

2 P R T R制度（化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置）

（1）届出

【根拠】

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法（化管法））…第5条
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例 …第68条、第69条

【届出件数実績】

令和2年度の届出状況は、表3-20のとおりです。「排出量及び移動量」と「取扱量」については、平成31年4月から令和2年3月までの内容を令和2年4月から令和2年7月までの間に受理等した件数です。電子情報処理組織とは、「P R T R届出システム」と「あいち電子申請・届出システム」を指します。

また、管理書については、令和2年4月から令和3年3月の期間に受理等した件数であり、電子情報処理組織とは、「あいち電子申請・届出システム」を指します。

表3-20 届出方法別の届出状況（令和2年度）

届出種類	件数	届出方法	件数
排出量及び移動量	134	書面	63
		電子情報処理組織使用	71
取扱量	123	書面	120
		電子情報処理組織使用	3
管理書（変更を含む。）	5	書面	2
		電子情報処理組織使用	3

【管理書】

取扱量を届出した事業者であって、1事業所において従業員の数が21人以上の特定事業所を有する事業者は、県条例により特定化学物質等管理書の作成（変更）が必要です。

令和2年度現在、122事業所から届出があります。管理書は毎年提出する必要はなく、管理書の内容に変更があったときは速やかに提出する必要があります。

【届出要件】

P R T R制度に基づき、排出量及び移動量について届出しなければならない事業者は、以下の3つの要件を全て満たす事業者であり、表3-21のとおりです。

- ①対象業種：営んでいる業種が、該当するか。
- ②従業員数：事業者全体として常時使用される従業員の数が、21人以上であること。
- ③事業所の要件：対象化学物質の年間取扱量が要件以上か、または特別要件施設か。

また、特別要件施設の要件を満たしてP R T R制度に基づく届出をする事業者は、県条例の届出の必要はありません。

表 3-21 届出要件の一覧

① 対象業種	金属鉱業／原油及び天然ガス鉱業／製造業／電気業／ガス業／熱供給業／下水道業／鉄道業／倉庫業／石油卸売業／鉄スクラップ卸売業／自動車卸売業／燃料小売業／洗濯業／写真業／自動車整備業／機械修理業／商品検査業／計量証明業／一般廃棄物処理業／産業廃棄物処分業／医療業／高等教育機関／自然科学研究所 以上24業種
② 従業員数	事業者全体として、常用使用される従業員の数が21人以上の事業者
③ 事業所の要件	次のうちいずれかの事業所を有する事業者
③-1 年間取扱量	いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所
③-2 年間取扱量	いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所
③-3 特定要件施設の設置	金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建築物、工作物その他の施設が設置されている事業所
③-4 特定要件施設の設置	下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所
③-5 特別要件施設の設置	ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営み、廃掃法に規定する処理施設が設置されている事業所
③-6 特別要件施設の設置	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

注：医療業は、平成23年度届出分から対象業種に追加

(2) 届出状況の詳細

ア 排出量及び移動量

(ア) 業種別の届出状況

業種別の届出事業所数と物質数は、表 3-22 のとおりです。

業種別の事業所数については燃料小売業が 46 事業所で最も多く、次いで、輸送用機械器具製造業 41 事業所の順となっています。

表 3-22 業種別の届出事業所数（令和元年度分）

業種	排出量及び移動量	取扱量
	事業所数	事業所数
飲料・たばこ・飼料製造業	1	0
繊維工業	1	1
木材・木製品製造業	0	0
化学工業	2	2
石油製品・石炭製品製造業	1	1
プラスチック製品製造業	3	3
ゴム製品製造業	2	2
窯業・土石製品製造業	2	2
鉄鋼業	2	1
非鉄金属製造業	3	1
金属製品製造業	8	8
一般機械器具製造業	3	3
電気機械器具製造業	2	2
輸送用機械器具製造業	41	40
下水道業	2	0
石油卸売業	1	1
燃料小売業	46	46
自動車整備業	2	2
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）	4	1
産業廃棄物処分業	5	0
特別管理産業廃棄物処分業	1	1
高等教育機関	0	0
自然科学研究所	2	2
全業種	134	119

（イ）集計結果

集計値には、ダイオキシン類は含まれていません。

a 届出排出量、届出移動量及び届出取扱量の内訳

市全体の化学物質の取扱量は、34,568 トンであり、環境中への排出量は 885 トン（取扱量に対する比：2.6%）、事業所外への移動量は 157 トン（同：0.5%）となっています。ま

た、表3-23、図3-3のとおり、排出量及び移動量は、年々減少傾向が見られます。平成21年度分から平成22年度分で取扱量及び排出量が若干増加しているのは、届出対象業種及び物質数が増加したためです。

表3-23 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の経年変化 単位：トン

年度	届出数 (件)	排出量		移動量		取扱量
		大気	水域	下水道	廃棄物	
令和元年度分	134	880	5	0	157	34,568
平成30年度分	135	934	5	0	210	35,719
平成29年度分	137	989	6	0	213	36,543
平成28年度分	139	1,068	7	0	226	37,368
平成27年度分	148	1,197	8	0	280	40,886
平成26年度分	146	1,172	9	0	336	41,295
平成25年度分	150	1,208	8	0	359	43,926
平成24年度分	145	1,239	8	0	359	42,483
平成23年度分	143	1,224	9	0	333	41,393
平成22年度分	149	1,434	11	2	409	41,742
平成21年度分	163	1,368	9	0	430	35,213
平成20年度分	169	1,439	10	0	562	36,993
平成19年度分	174	2,023	12	0	599	40,020
平成18年度分	186	2,354	13	0	659	70,428

対象業種：23業種（平成21年度分まで）、24業種（平成22年度分以降）

対象物質：354物質（平成21年度分まで）、462物質（平成22年度分以降）

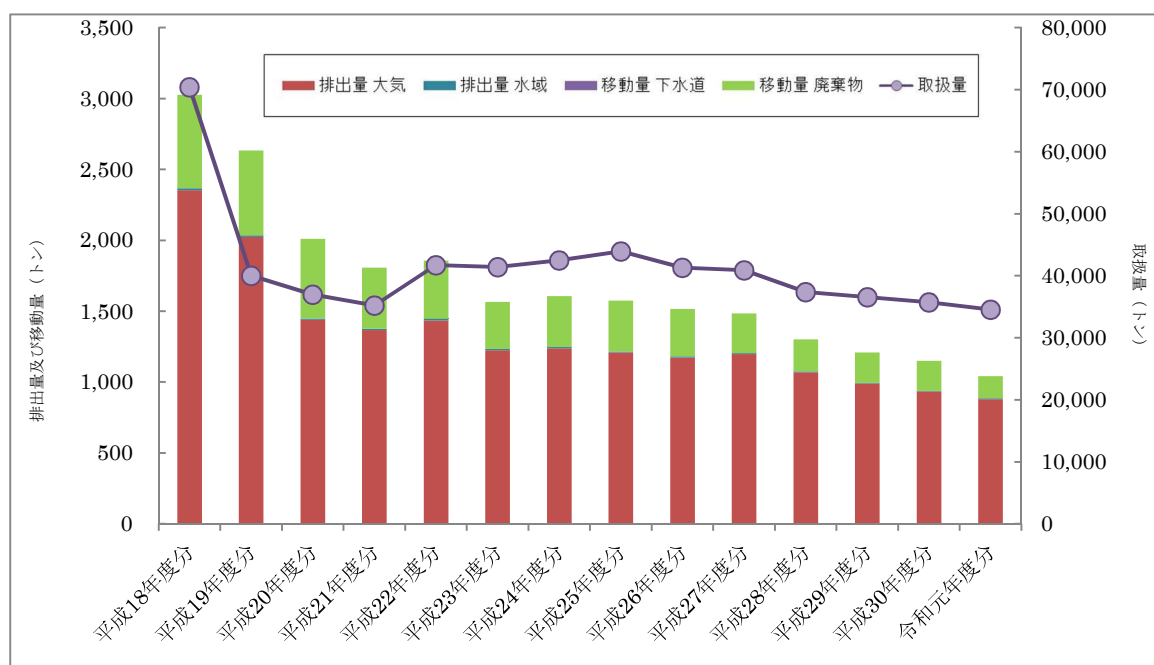


図3-3 化学物質排出量、移動量及び取扱量の経年変化（トン）

b 業種別の届出排出量、移動量及び取扱量

表3-24は市全体の業種別の届出排出量、移動量及び取扱量を示しています。

排出量については、輸送用機械器具製造業が最も多く 767 トン、次いで、プラスチック製品製造業 51 トン、金属製品製造業 23 トンの順となっています。

移動量については、輸送用機械器具製造業が最も多く 132 トン、次いで、金属製品製造業 12 トン、プラスチック製品製造業 7 トンの順となっています。

取扱量については、燃料小売業が最も多く 24,587 トン、次いで、輸送用機械器具製造業 6,541 トン、ゴム製品製造業 1,469 トンの順となっています。

なお、全国の業種別の届出排出量・移動量の合計は、第一位から化学工業（排出量・移動量全体に占める割合：26%）、鉄鋼業（同：20%）、プラスチック製品製造業（同：7%）の順となっています。

表 3-24 業種別の届出排出量、移動量及び取扱量（令和元年度分：トン）

業種	排出量	移動量	取扱量に関する集計		
			取扱量	取扱量に対する排出量の比 (%)	取扱量に対する移動量の比 (%)
飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0
繊維工業	0	0	4	0	0
化学工業	19	0	972	2	0
石油製品・石炭製品製造業	0	1	168	0	1
プラスチック製品製造業	51	7	147	34	5
ゴム製品製造業	2	2	1,469	0	0
窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0
鉄鋼業	0	0	2	0	0
非鉄金属製造業	0	0	2	0	0
金属製品製造業	23	12	44	53	27
一般機械器具製造業	2	1	5	31	13
電気機械器具製造業	1	0	4	35	0
輸送用機械器具製造業	767	132	6,541	13	2
下水道業	0	0	0	0	0
石油卸売業	0	0	13	0	0
燃料小売業	11	0	24,587	0	0
自動車整備業	2	0	226	1	0
一般産業廃棄物業（ごみ処分量に限る）	0	0	23	0	0
産業廃棄物処分量	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処分量	1	3	3	24	100
自然科学研究所	1	0	334	0	0

図3-4は、大気への排出量の多い上位10物質、図3-5は事業所外への移動量が多い上位10物質、図3-6は取扱量の多い上位10物質を示しています。

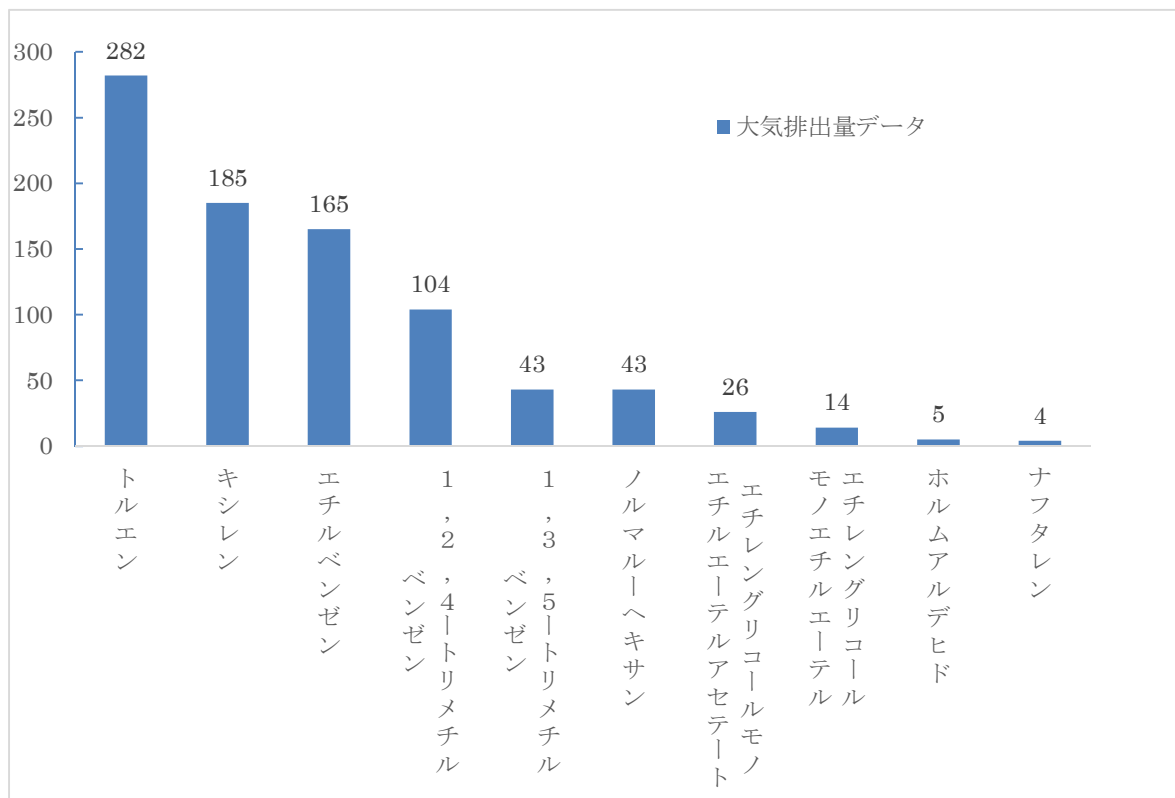


図3-4 大気への排出量の上位10物質とその排出量（令和元年度分：トン）

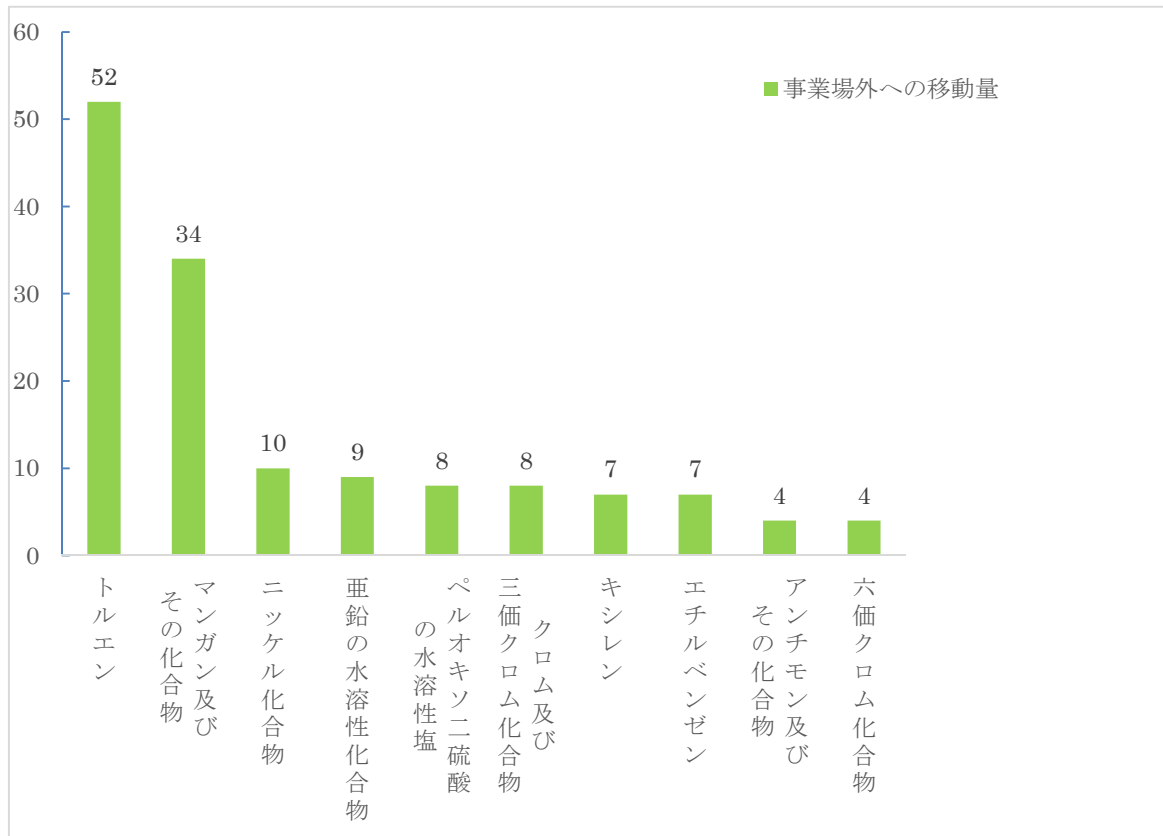


図3-5 事業所外への移動量の上位10物質とその排出量（令和元年度分：トン）

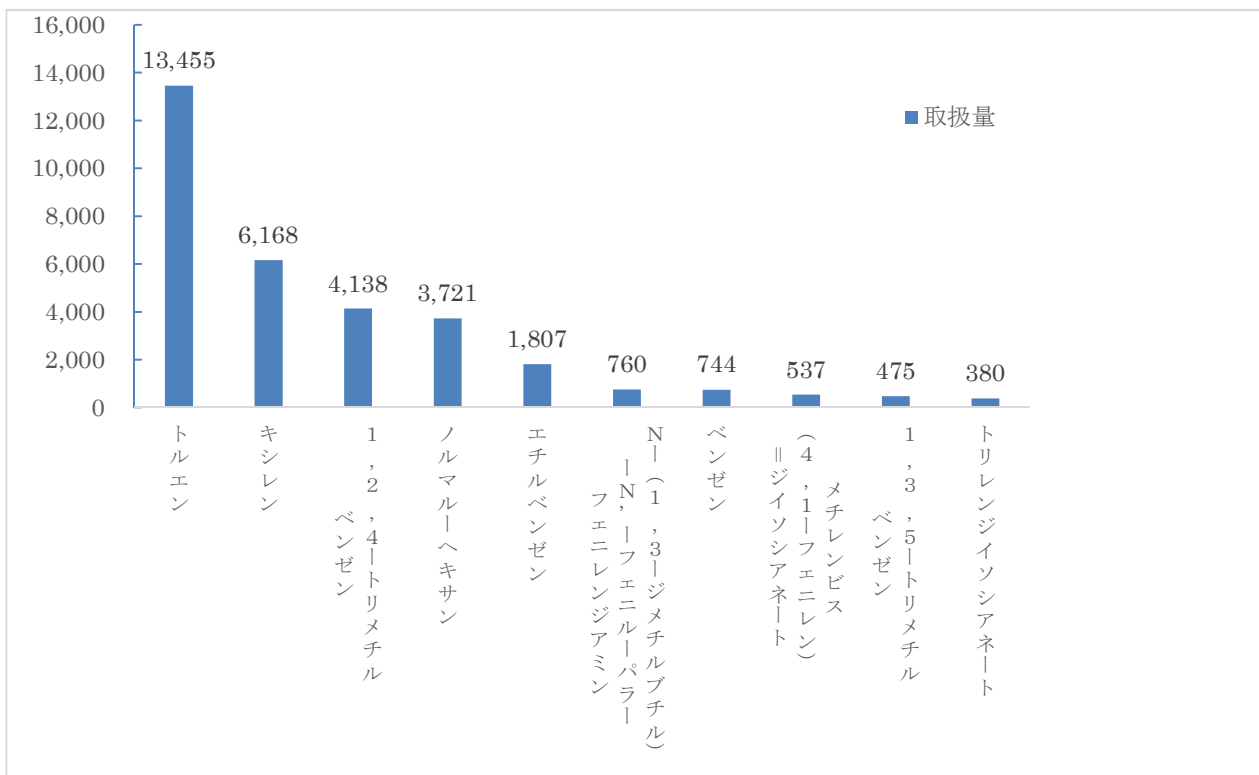


図3-6 移動量の多い上位10物質とその移動量（令和元年度分：トン）

表 3-25 第一種指定化学物質一覧

* 1 : CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

* 2 : 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第356号）別表 1 を基にした横書きの名称を記載していますが、これ以外の別名もあり得ることに注意して下さい。

* 3 : 別名欄に（ ）で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

* 4 : 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のことです。

* 5 : 対象となる化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第356号）の改正により、変更されています。改正前の番号欄の(※)は、改正前の政令で既に指定されている物質で統合・分割等を行い、名称が変更されたものです。

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
1	-	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛 (Zn) に 換算	1-001
2	79-06-1	アクリルアミド				1-002
3	140-88-5	アクリル酸エチル				1-004
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩				1-003 (※)
5	2439-35-2	アクリル酸 2- (ジメチルアミノ) エチル				1-005
6	818-61-1	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル				
7	141-32-2	アクリル酸ノルマル-ブチル				
8	96-33-3	アクリル酸メチル				1-006
9	107-13-1	アクリロニトリル				1-007
10	107-02-8	アクロレイン				1-008
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム				
12	75-07-0	アセトアルデヒド				1-011
13	75-05-8	アセトニトリル				1-012
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン				
15	83-32-9	アセナフテン				
16	78-67-1	2, 2' -アゾビスイソブチロニトリル				1-013
17	90-04-0	オルト-アニシジン				1-014
18	62-53-3	アニリン				1-015
19	82-45-1	1-アミノ-9, 10-アントラキノン				
20	141-43-5	2-アミノエタノール				1-016
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3 (2H)-オン	クロリダゾン			
22	120068-37-3	5-アミノ-1- [2, 6-ジクロロ-4- (トリフルオ ロメチル) フェニル] -3-シアノ-4- [(トリフルオ ロメチル) スルフィニル] ピラゾール	フィブロニル			1-018
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール				2-006
24	591-27-5	メタ-アミノフェノール				1-021
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ- 1, 2, 4-トリアジン-5 (4H)-オン	メトリブジン			
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン				
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-ト リアジン-5 (4H)-オン	メタミトロン			
28	107-18-6	アリルアルコール				1-022
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン				1-023
30	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基 の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限 る。)				1-024
31	-	アンチモン及びその化合物			アンチモン (Sb) に換算	1-025
32	120-12-7	アントラセン		○		1-026
33	1332-21-4	石綿				
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロ ヘキシル=イソシアネート				1-027
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド				
36	78-79-5	イソブレン				1-028

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
37	80-05-7	4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA			1-029
38	4162-45-2	2, 2' - [イソプロピリデンビス [(2, 6-ジプロモ -4, 1-フェニレン) オキシ]] ジエタノール				1-031
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O- (3 -メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス			
40	149877-41-8	イソプロピル=2- (4-メトキシフェニル-3-イ ル) ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート			
41	66332-96-5	3' -イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズア ニリド	フルトラニル			
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン				1-032
43	13516-27-3	1, 1' - [イミノジ (オクタメチレン)] ジグアニジン	イミノクタジン			1-033
44	-	インジウム及びその化合物			インジウム (In) に換算	2-009
45	75-08-1	エタンチオール				
46	76578-14-8	エチル=2- [4- (6-クロロ-2-キノキサリニルオ キシ) フェノキシ] プロピオナート	キザロホップエチ ル			1-034
47	36335-67-8	O-エチル=O- (6-ニトロ-メタ-トリル) =セカン ダリ-ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス			1-036
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホ チオアート	EPN			1-037
49	40487-42-1	N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニトロ-3, 4 -キシリジン	ペンディメタリン			1-038
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボ チオアート	モリネート			1-039
51	149-57-5	2-エチルヘキサン酸				
52	83130-01-2	エチル= (Z) -3- (N-ベンジル-N- { [メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) ア ミノ] チオ} アミノ) プロピオナート	アラニカルブ			
53	100-41-4	エチルベンゼン				1-040
54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル= (2-オキソ-3 -チアゾリジニル) ホスホチオアート	ホスチアゼート			
55	151-56-4	エチレンイミン				1-041
56	75-21-8	エチレンオキシド		○		1-042
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル				1-044
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル				1-045
59	107-15-3	エチレンジアミン				1-046
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸				1-047
61	12427-38-2	N, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン	マンネブ			1-049
62	8018-01-7	N, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン とN, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の 錯化合物	マンコゼブ又はマ ンゼブ			1-050
63	85-00-7	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニウム=ジプロ ミド	ジクアトジプロミ ド又はジクワット			1-051
64	80844-07-1	2- (4-エトキシフェニル) -2-メチルプロピル=3 -フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロッ クス			
65	106-89-8	エピクロロヒドリン				1-054
66	106-88-7	1, 2-エポキシブタン				2-014
67	556-52-5	2, 3-エポキシ-1-プロパノール				1-055
68	75-56-9	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン			1-056
69	122-60-1	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル				1-057
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB 1 a 安息香酸塩及び エマメクチンB 1 b 安息香酸塩の混 合物			

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
71	7705-08-0	塩化第二鉄				
72	85535-84-8	塩化パラフィン (炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)				
73	111-87-5	1-オクタノール				1-058
74	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール				1-059
75	-	カドミウム及びその化合物		○	カドミウム (Cd) に換算	1-060
76	105-60-2	イブシロン-カプロラクタム				1-061
77	156-62-7	カルシウムシアナミド				
78	105-67-9	2, 4-キシレノール				2-017
79	576-26-1	2, 6-キシレノール				1-062
80	1330-20-7	キシレン				1-063
81	91-22-5	キノリン				
82	-	銀及びその水溶性化合物			銀 (Ag) に換算	1-064
83	98-82-8	クメン				
84	107-22-2	グリオキサール				1-065
85	111-30-8	グルタルアルデヒド				1-066
86	1319-77-3	クレゾール				1-067
87	-	クロム及び三価クロム化合物			クロム (Cr) に換算	1-068
88	-	六価クロム化合物		○	クロム (Cr) に換算	1-069
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン				1-071 1-072 1-073 (※)
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン			1-075
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン			2-018
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド			
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール			1-076
94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビニル	○		1-077
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	フルアジナム			1-078
96	119446-68-3	1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール			1-079
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン				
98	79-11-8	クロロ酢酸				1-080
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル				
100	51218-49-6	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール			1-081
101	15972-60-8	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール			1-082
102	97-00-7	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン				1-083
103	75-68-3	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFCl-142b)			1-084
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	HCFCl-22			1-085
105	2837-89-0	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFCl-124			1-086
106	-	クロロトリフルオロエタン	HCFCl-133			1-087
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	CFCl-13			1-088

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
108	7085-19-0 93-65-2	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリロキシ)プロピオン酸	メコプロップ			
109	95-49-8	オルト-クロロトルエン				1-089
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン				
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン				
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン				
113	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	シマジン又はCAT			1-090
114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン	インダノファン			
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド			
116	78587-05-0	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス			
117	107534-96-3	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール			
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル	マイクロブタニル			
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール			
120	95-57-8	オルト-クロロフェノール				
121	106-48-9	パラ-クロロフェノール				2-022
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸				2-023
123	107-05-1	3-クロロプロペン	塩化アリル			1-091
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	クミルロン			
125	108-90-7	クロロベンゼン				1-093
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115			1-094
127	67-66-3	クロロホルム				1-095
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチル			1-096
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール				
130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA			1-097
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン				
132	-	コバルト及びその化合物			コバルト (Co)に換算	1-100
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート			1-101
134	108-05-4	酢酸ビニル				1-102
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート			1-103
136	90-02-8	サリチルアルデヒド				1-104
137	420-04-2	シアナミド				
138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット			
139	66841-25-6	(S)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキサミド	トラロメトリン			

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
140	39515-41-8	(RS) -アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロバトリン			
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシミノアセチル)-3-エチルウレア	シモキサニル			
142	615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール				
143	101-80-4	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル				
144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			シアン(CN)に換算	1-108
145	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール				1-109
146	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル			
147	28249-77-6	N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ			1-110
148	125306-83-4	N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール			1-111
149	56-23-5	四塩化炭素				1-112
150	123-91-1	1, 4-ジオキサン				1-113
151	646-06-0	1, 3-ジオキサラン				
152	15263-53-3	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ			
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン			
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン				1-114
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド				
156	27134-27-6	ジクロロアニリン				
157	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン				1-116
158	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン			1-117
159	156-59-2	シス-1, 2-ジクロロエチレン				1-118
160	101-14-4	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン				1-120
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFCl ₂			1-121
162	23950-58-5	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド			1-122
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン	CF ₂ Cl ₂			1-123
164	306-83-2	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123			1-124
165	95-73-8	2, 4-ジクロロトルエン				
166	99-54-7	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン				
167	89-61-2	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン				1-128
168	36734-19-7	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン			
169	330-54-1	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU			1-129
170	112281-77-3	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール			
171	60207-90-1	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール			

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
172	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン			
173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ピンクロゾリン			
174	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン			1-130
175	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2,4-D又は 2,4-PA			1-131
176	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFCl-141b			1-132
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCFCl-21			1-133
178	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン				1-135
179	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	D-D			1-137
180	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン				1-138
181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン				1-139 1-140 (※)
182	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン			1-141
183	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート	ピラゾレート			1-142
184	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又は DBN			1-143
185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFCl-225			1-144
186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メチレン			1-145
187	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン	ジチアノン			1-146
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン				
189	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド				
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン				
191	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン			1-147
192	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル	エディフェンホス 又はEDDP			1-148
193	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン 又はジスルホトン			1-151
194	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル]	ホサロン			1-152
195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス			1-153
196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル	メチダチオン又は DMTP			1-154
197	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン			1-155
198	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート			1-156
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	C1フルオレスセント260			2-032
200	25321-14-6	ジニトロトルエン				1-157
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール				1-158
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン				2-037
203	122-39-4	ジフェニルアミン				1-159
204	101-84-8	ジフェニルエーテル				
205	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン				

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル	カルボスルファン			1-161
207	128-37-0	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	(BHT)			
208	96-76-4	2, 4-ジターシャリーブチルフェノール				
209	124-48-1	ジブロモクロロメタン				
210	10222-01-2	2, 2-ジブromo-2-シアノアセトアミド	(DBNPA)			
211	-	ジブromoテトラフルオロエタン	ハロン-2402			1-162
212	30560-19-1	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート			
213	127-19-5	N, N-ジメチルアセトアミド				
214	95-68-1	2, 4-ジメチルアニリン				
215	87-62-7	2, 6-ジメチルアニリン				1-163
216	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン				
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム			
218	124-40-3	ジメチルアミン				
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド				
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩				
221	82560-54-1	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ			
222	62850-32-2	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ			1-165
223	112-18-5	N, N-ジメチルドデシルアミン				
224	1643-20-5	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド				1-166
225	52-68-6	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP			1-167
226	57-14-7	1, 1-ジメチルヒドラジン				2-043
227	1910-42-5	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド			1-169
228	91-97-4	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート				
229	23564-05-8	ジメチル=4, 4'-(オルトフェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル			
230	793-24-8	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン				
231	119-93-7	3, 3'-ジメチルベンジジン	オルトトリジン			1-171
232	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド				1-172
233	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP			1-173
234	7726-95-6	臭素				
235	-	臭素酸の水溶性塩				
236	3861-47-0	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル			1-174
237	-	水銀及びその化合物			水銀 (Hg) に換算	1-175
238	61788-32-7	水素化テルフェニル				
239	-	有機スズ化合物			スズ (Sn) に換算	1-176
240	100-42-5	スチレン				1-177
241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩				
242	-	セレン及びその化合物			セレン (Se) に換算	1-178
243	-	ダイオキシン類		○		1-179

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
244	533-74-4	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット			1-180
245	62-56-6	チオ尿素				1-181
246	108-98-5	チオフェノール				1-182
247	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス			1-183
248	333-41-5	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン			1-185
249	2921-88-2	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス			1-188
250	18854-01-8	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン			1-189
251	122-14-5	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン 又はMEP			1-192
252	55-38-9	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又は MPP			1-193
253	41198-08-7	チオリン酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス			1-195
254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又は IBP			1-196
255	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル				1-197
256	334-48-5	デカン酸				
257	112-30-1 25339-17-7	デシルアルコール	デカノール			
258	100-97-0	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテ トラミン			1-198
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム			
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又 はTPN			1-199
261	27355-22-2	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H)-オン	フサライド			
262	127-18-4	テトラクロロエチレン				1-200
263	-	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112			1-201
264	118-75-2	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ				
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸				1-202
266	79538-32-2	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン			2-049
267	59669-26-0	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)	チオジカルブ			
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラ ム			1-204
269	505-32-8	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィートール			
270	100-21-0	テレフタル酸				1-205
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル				1-206
272	-	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)			銅 (Cu) に換 算	1-207
273	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマルドデシ ルアルコール			
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール				
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム				
276	112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンベ ンタミン			
277	121-44-8	トリエチルアミン				
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン				

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
279	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン				1-209
280	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン				1-210
281	79-01-6	トリクロロエチレン				1-211
282	76-03-9	トリクロロ酢酸				
283	108-77-0	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン				1-212
284	-	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113			1-213
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン			1-214
286	55335-06-3	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル			1-216
287	88-06-2	2, 4, 6-トリクロロフェノール				
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-11			1-217
289	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン				
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン				
291	2451-62-9	1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン				1-218
292	102-82-9	トリブチルアミン				
293	1582-09-8	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン			1-220
294	118-79-6	2, 4, 6-トリブromoフェノール				1-221
295	3452-97-9	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール				1-223
296	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				
297	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				1-224
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート				1-338 (※)
299	95-53-4 106-49-0	トルイジン				1-225 1-226 (※)
300	108-88-3	トルエン				1-227
301	25376-45-8	トルエンジアミン				1-228 (※)
302	91-20-3	ナフタレン				
303	3173-72-6	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート				
304	7439-92-1	鉛				1-230 (※)
305	-	鉛化合物		○	鉛 (Pb) に換算	1-230 (※)
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン	(HDDA)			
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム				
308	7440-02-0	ニッケル				1-231
309	-	ニッケル化合物		○	ニッケル (Ni) に換算	1-232
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸				1-233
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール				
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン				
313	55-63-0	ニトログリセリン				1-236
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン				1-237
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン				
316	98-95-3	ニトロベンゼン				1-240
317	75-52-5	ニトロメタン				
318	75-15-0	二硫化炭素				1-241
319	143-08-8	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール			
320	25154-52-3	ノニルフェノール				1-242
321	-	バナジウム化合物			バナジウム (V) に換算	1-099 (※)
322	3618-72-2	5' - [N, N-ビス (2-アセチルオキシエチル) アミノ] -2' - (2-ブromo-4, 6-ジニトロフェニルアゾ) -4' -メトキシアセトアニリド				2-056
323	1014-70-6	2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン			1-245
324	101-90-6	1, 3-ビス [(2, 3-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン				
325	10380-28-6	ビス (8-キノリノラト) 銅	オキシ銅又は有機銅			1-246

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
326	74115-24-5	3, 6-ビス (2-クロロフェニル) -1, 2, 4, 5- テトラジン	クロフェンチジン			1-247
327	782-74-1	1, 2-ビス (2-クロロフェニル) ヒドラジン				
328	137-30-4	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛	ジラム			1-249
329	64440-88-6	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N' - エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート			1-250
330	80-43-3	ビス (1-メチル-1-フェニルエチル) =ペルオキシド				
331	95465-99-9	S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホス ホロジチオアート	カズサホス			
332	-	砒素及びその無機化合物		○	砒素 (As) に 換算	1-252
333	302-01-2	ヒドラジン				1-253
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル				
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル) アセトアミド				
336	123-31-9	ヒドロキノン				1-254
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン				1-255
338	100-69-6	2-ビニルピリジン				1-256
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン				
340	92-52-4	ピフェニル				2-057
341	110-85-0	ピペラジン				1-258
342	110-86-1	ピリジン				1-259
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコール			1-260
344	96-09-3	フェニルオキシラン				1-261
345	100-63-0	フェニルヒドラジン				
346	90-43-7	2-フェニルフェノール				
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド				
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン				1-262 1-263 1-264 (※)
349	108-95-2	フェノール				1-266
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニ ル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメトリン			1-267
351	106-99-0	1, 3-ブタジエン		○		1-268
352	131-17-9	フタル酸ジアリル				
353	84-66-2	フタル酸ジエチル				
354	84-74-2	フタル酸ジノルマル-ブチル				1-270
355	117-81-7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)				1-272
356	85-68-7	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル				1-273
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5- フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン -4-オン	ブプロフェジン			1-274
358	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイ ル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド			1-275
359	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル				
360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H -2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル			1-276
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロ フェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチ ル			1-277
362	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル -4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロ ン			2-061
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5- イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾ ール-2 (3H)-オン	オキサジアゾン			
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-([[(1, 3-ジメチル-5- フェノキシ-4-ピラゾリル) メチリデン] アミノオキ シ]メチル)ベンゾアート	フェンピロキシ メート			1-278
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール	BHA			

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド				2-062
367	89-72-5	オルトセカンダリーブチルフェノール				
368	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール				
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロパルギット又はBPPS			1-279
370	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン			1-280
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド			1-281
372	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド				1-282
373	88-60-8	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール				
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩			ふっ素(F)に換算	1-283
375	4170-30-3	2-ブテナール				
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール			
377	110-00-9	フラン				
378	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ			1-284
379	107-19-7	2-プロピン-1-オール				2-065
380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211			1-285
381	75-27-4	ブロモジクロロメタン				
382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301			1-286
383	314-40-9	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	ブロマシル			
384	106-94-5	1-ブロモプロパン				
385	75-26-3	2-ブロモプロパン		○		1-287
386	74-83-9	ブロモメタン	臭化メチル			1-288
387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタスズ			1-289
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン			1-291
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド				
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン				1-292
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート				1-293
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン				
393	135-19-3	ベタナフトール				
394	-	ベリリウム及びその化合物		○	ベリリウム(Be)に換算	1-294
395	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩				
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS			
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド		○		1-295
398	100-44-7	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル			1-297
399	100-52-7	ベンズアルデヒド				1-298
400	71-43-2	ベンゼン		○		1-299
401	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物				1-300
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット			1-301
403	119-61-9	ベンゾフェノン				
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール				1-303
405	-	ほう素化合物			ほう素(B)に換算	1-304(※)

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	P C B			1-306
407	-	ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)				1-307
408	9036-19-5	ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル				1-308
409	9004-82-4	ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム				
410	9016-45-9	ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル				1-309
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		○		1-310
412	-	マンガン及びその化合物			マンガン (Mn) に換算	1-311
413	85-44-9	無水フタル酸				1-312
414	108-31-6	無水マレイン酸				1-313
415	79-41-4	メタクリル酸				1-314
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル				1-315
417	106-91-2	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル				1-316
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル				1-318
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルブチル				1-319
420	80-62-6	メタクリル酸メチル				1-320
421	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン	(ジケテン)			
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン			1-322
423	74-89-5	メチルアミン				
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート				1-324
425	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC			1-325
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル	カルボフラン			1-327
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC			1-329
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC			1-330
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル			1-331
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ [1, 2-e] [1, 3, 4] オキサジアジン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ			
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロピン			
432	33089-61-1	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザペンタ-1, 4-ジエン	アミトラズ			1-332
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム			1-333
434	23135-22-0	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル) オキシ]-1-チオオキサミイミデート	オキサミル			
435	136191-64-5	メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバックメチル			2-073
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン				1-335
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール				
438	1321-94-4	メチルナフタレン				
439	108-99-6	3-メチルピリジン				1-336
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド				
441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール				1-339

改正後の 号番号	CAS番号 (参考) * 1	物質名 * 2	別名 * 3	特定第一種 指定化学物 質 * 4	元素等に換算 する化学物質	改正前の 号番号 * 5
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル			
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート	メソミル			
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-(2-{[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ}オキシ)メチル)フェニル)アセタート	トリフロキシストロピン			
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルトトリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル			
446	101-77-9	4, 4'-メチレンジアニリン				1-340
447	5124-30-1	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート				1-341
448	101-68-8	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	(MDI)			2-078
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルパニラート	フェンメディファム			
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリ-プチルフェニル	ピリプチカルブ			1-342
451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン				1-344
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール				
453	-	モリブデン及びその化合物			モリブデン(Mo)に換算	1-346
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール				
455	110-91-8	モルホリン				
456	20859-73-8	りん化アルミニウム				
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP			1-350
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)				2-081
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)				1-352
460	1330-78-5	りん酸トリトリル				
461	115-86-6	りん酸トリフェニル				
462	126-73-8	りん酸トリノルマル-プチル				1-354

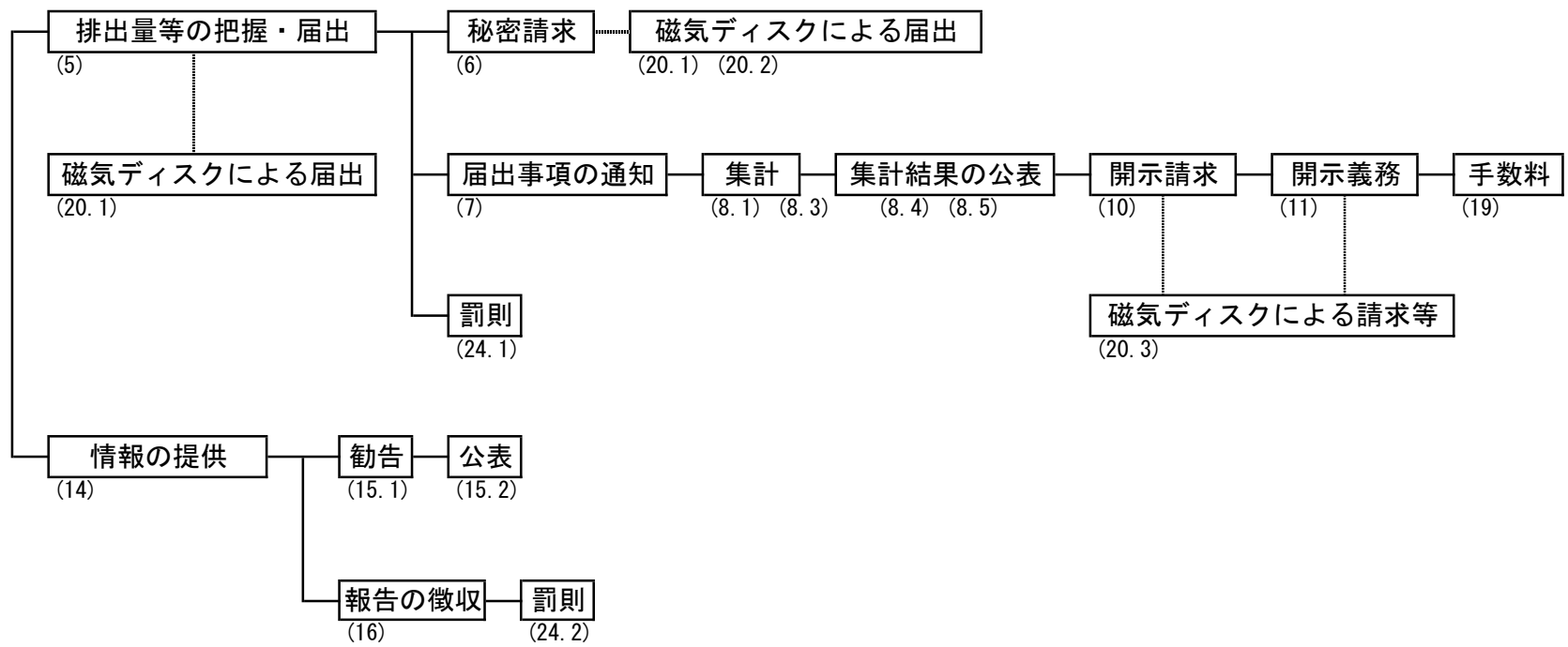


図3-7 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の体系図

3 PCB廃棄物対策（廃棄物対策課調査分）

PCB環境調査

【経緯】

現在、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の豊田PCB処理事業所（細谷町）で、東海4県内のPCBを使用した高圧トランス、コンデンサー等を処理対象とした、PCB廃棄物処理事業が進められています。処理施設の稼働に伴う環境への影響を把握するため、施設建設前の平成14年度から大気、河川水質及び河川底質を、平成16年度からは土壌も調査媒体とし、継続して調査を行っています。

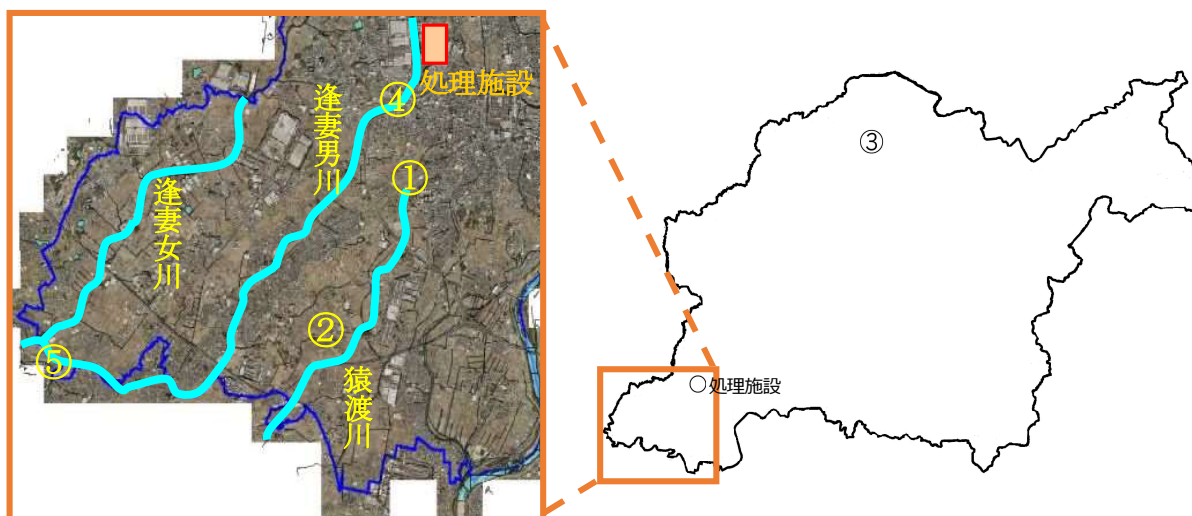
【調査概要】

ア 調査方法

表3-26 調査媒体と調査測定方法

調査媒体	調査測定方法
大気	<ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省 水・大気環境局 総務課 ダイオキシン類対策室、大気環境課（平成20年3月改定））・モニタリング調査マニュアル（環境省 環境保健部 環境保全課（平成16年度「化学物質と環境」））
水質	<ul style="list-style-type: none">・日本産業規格 K0312（工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法）・外因性内泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（環境庁 水質保全局 水質管理課（平成10年10月））
底質	<ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（環境省 水・大気環境局 水環境課（平成21年3月））・外因性内泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（環境庁 水質保全局 水質管理課（平成10年10月））
土壌	<ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（環境省 水・大気環境局 水環境課（平成21年3月））

イ 調査地点及び測定回数



調査媒体	地点名	地点番号	測定回数
大気	山之手小学校	①	2回/年
	南部局	②	
	小原支所	③	
河川水質	逢妻男川 (PCB 廃棄物処理施設直近)	④	2回/年
	逢妻男川 (雲目橋)	⑤	
河川底質	逢妻男川 (PCB 廃棄物処理施設直近)	④	1回/年
	逢妻男川 (雲目橋)	⑤	
土壌	山之手小学校	①	1回/年

図3-8 調査地点図

【調査結果】

- 令和2年度の調査では、すべての地点でPCBが検出されているものの、平成14年度から実施している環境省全国調査の濃度範囲内でした。

表3-27 地点別・調査時期別PCB調査結果

媒体	調査地点	項目	H14~H17 夏季 (操業開始前)	H17 冬季~R1 (操業開始後)	R2※ 夏季	R2※ 冬季	H14~H29 環境省 全国調査
大気	山之手小学校	総PCB (pg/m ³)	94~300	39~590	810	160	16~3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)	0.0033~0.0051	0.000086~0.0055	0.0022	0.0016	
	南部局	総PCB (pg/m ³)	110~570	43~600	790	140	16~3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)	0.0034~0.0090	0.000074~0.0070	0.0017	0.0020	
	小原支所	総PCB (pg/m ³)		24~540	550	140	16~3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)		0.000063~0.0057	0.0022	0.00037	
河川 水質	逢妻男川 (処理施設 直近)	総PCB (pg/L)	1,300~1,500	120~1,800	580	1900	nd~11,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/L)	0.035~0.20	0.0014~0.10	0.011	0.0070	
	逢妻男川 (雲目橋)	総PCB (pg/L)	320~2,200	120~8,600	220	2600	nd~11,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/L)	0.033~0.19	0.00085~0.096	0.012	0.019	
河川 底質	逢妻男川 (処理施設 直近)	総PCB (pg/g)	17,000	420~6,700		1400	nd~5,600,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	1.0	0.0064~0.15		0.059	
	逢妻男川 (雲目橋)	総PCB (pg/g)	400	120~2,600		510	nd~5,600,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.022	0.0054~0.089		0.021	
土壌	山之手小学校	総PCB (pg/g)	220~360	20~1,200	56		
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.070~0.12	0.000057~0.18	0.00015		

※ 調査日 R2夏季 大気(R2.8.27~R2.8.28)、水質(R2.8.21)、土壌(R2.8.27)
R2冬季 大気(R3.1.27~R3.1.28)、水質・底質(R2.12.1)